

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障がい福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、障がい福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

愛媛県四国中央市

## 公表日

令和8年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉に関する事務
②事務の概要	児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続きにおける特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の業務で取り扱う。 1. 障がい者資格の管理・給付の管理等 2. 障がい者に対する給付・助成事業等
③システムの名称	1. 障がい福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び同条第1項別表 8、9、20、21、22、50、51、66、67、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表11、13、14、15、16、18、19、20、29、37、42、75、80、81、125、144、145、155、161の項 (情報照会の根拠) 番号法別表14、15、16、37、75、91、92、93、144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四国中央市福祉部生活福祉課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6023
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って取り扱いを行っているため。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ ○ ] 内部監査                      [ ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障がい福祉システム及び団体内統合宛名システムにより情報照会を行うことができる端末、職員を限定している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-2特定個人情報の入手	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-3特定個人情報の使用	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-5特定個人情報の提供・移転	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-6情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-6情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-7特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ-9従業員に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅳ-8監査	—	内部監査	事後	
令和8年9月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和8年9月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和8年9月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年9月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年9月1日	Ⅰ-3法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令別表第一省令第8条、第12条、第25条、第38条、第60条	番号法第9条及び同条第1項別表 8、9、20、21、22、50、51、66、67、117の項	事後	
令和8年9月1日	Ⅰ-4②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の8、9、11、12、15、16、19、20、26、53、56の2、57、85、87、108、110、116、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下別表第二省令) 第7条、第10条、第12条、第13条の2、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の10、11、12、16、20、53、67、68、69、108、109、110の項) 別表第二省令第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第55条、第55条の2	(情報提供の根拠) 番号法別表 11、13、14、15、16、18、19、20、29、37、42、75、80、81、125、144、145、155、161の項 (情報照会の根拠) 番号法別表 14、15、16、37、75、91、92、93、144、145、146の項	事後	
令和8年9月1日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	項目なし	[十分である] 判断の根拠:マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って取り扱いを行っているため。	事後	様式変更による
令和8年9月1日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 [十分である] 判断の根拠:障がい福祉システム及び団体内統合宛名システムにより情報照会を行うことができる端末、職員を限定している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による